

# 国際極年 2007-2008 データポリシー

Ver. 1.2, 2008年4月1日改訂：IPY 2007-2008 学術出版ポリシーの参考資料を追加

Ver. 1.1, 2007年12月27日改訂：リンクの更新；テキストに適合する図の改訂

Ver. 1.0, 2006年5月22日改訂

## はじめに

研究と観測における熱心かつ学際的で、国際的な協調によるキャンペーンである国際極年 (IPY) 2007-2008 は、極地研究やグローバルな連携に対する理解を深めていくものである。IPY により構築される知識や見解は、将来的に多大な利益を確保するために、効果的に管理されねばならない。IPY にて生じたデータは注意と思慮をもって収集され、共同に利用され、適切に保存されるべきである。IPY のすべての参加者は、極地のコミュニティーにおける地域的伝統的な知識、関連するすべての有形無形の文化遺産に敬意を払い、また保護することとする。IPY のデータは、多くの専門分野にわたり、種々異なるものである。このポリシーは、一貫した方法で取り扱われるために、また取得者の権利と自由かつ制限のない共同利用、そしてデータとメタデータ両方の交換を通じた広範なアクセスの需要との均衡をとるために、データの枠組みを提供することを目的とする。ポリシーは支援団体すなわち ICSU と WMO およびその他の関連する国際的な機関のデータ方針に対応する。

IPY 2007-2008 は分散型プログラムで、自己調整された複数の IPY プロジェクトを通して達成されるので、データポリシーに記される方針は、各プロジェクトのデータに適用されなければならない。公式に IPY の一部としてみなされるために、合意されたタイムテーブルによるメタデータとデータの提出を含み、各プロジェクトは IPY 2007-2008 データポリシーに従わなければならない。また資金援助を適切に受けたデータマネジメントプランを含まなければならない。同様の方法で、IPY 2007-2008 プロジェクトに参加するためには、参加者はプロジェクトの内容から情報とデータを提出することに同意し、IPY 2007-2008 データポリシーを順守しなければならない。

IPY データポリシーと IPY の ICSU/WMO 合同委員会のマネジメント小委員会は、このデータポリシーに対する責任を有する。ポリシーとその実施についての質問は、小委員会 (<http://ipydis.org> を参照) に問い合わせること。

## 目的

IPY データポリシーの趣旨は、IPY の目的をサポートすることにある。ICSU の IPY 2007-2008 プランニンググループが発行した「The Framework for the International Polar Year 2007-2008」では、「IPY 2007-2008 データマネジメントの包括的な目的は、現在の

研究をサポートし、永続する遺産(Legacy)を残すための関連データの保障、アクセスのしやすさ、自由な交換を保証する」と言及している(ICSU 2004a, p.19)。IPY データポリシーは、このデータマネジメントの目的に見合うための初期的なガイドラインとなる。データポリシーは、IPY の全般的な目的を支持し、「The Framework」(p.10)からの以下の目的の根拠を明確に示す。

- ・ IPY は、社会科学を積極的に包含するとともに、学際的な重要性を有する。
- ・ IPY は、個々の研究分野の領域を超えて存在する疑問や問題に取り組むために、異なる分野の研究者の連携を意図する。
- ・ IPY は、研究の国際的な連携を強化し、国際協調および協力を推進する。
- ・ IPY は、個々のデータや進行中の極地研究とモニタリングを支援するデータシステムと同様、観測地、設備、ネットワークからなる遺産(Legacy)を残す。

### データの定義

IPY のデータは、IPY プロジェクトとして ICSU/WMO 合同委員会から認められた特定のプロジェクトによって、IPY の時間枠(2007年3月から2009年3月)の間に創出されたデータのことである。このポリシーは、特にこれらのデータに適用される。しかしながら既存の使用可能なデータや、歴史的なソースのような外部のソースから IPY 関連のデータを、IPY の研究者は利用するであろうことを認識されるべきである。しかるべき場合には、このデータポリシーは、これら IPY 関連のデータにも適用されるべきである。

図1は、数種類のデータを概念的に描き、ポリシーとその後のデータマネジメント戦略の参考として示す。

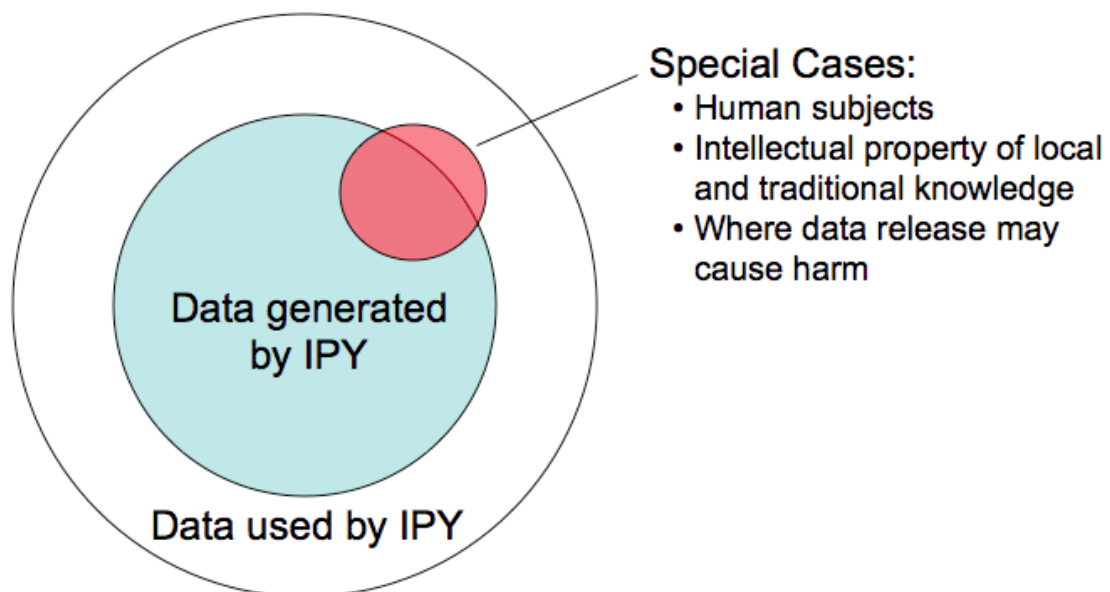


図1. 「IPY データ」(青い円を含む)、「IPY 関連データ」(外側の円)、特殊ケースの描画による定義。

## データ利用と交換

- ・ 第 12 回 WMO 総会、決議 40(Cg-XII, 1995)
- ・ 第 13 回 WMO 総会、決議 25(Cg-XIII, 1999)
- ・ ICSU 1996 年総会決議
- ・ ICSU 科学データおよび情報に関するアセスメント(ICSU 2004b)
- ・ 南極条約第 3 条-1c
- ・ 政府間海洋学委員会(IOC)、データ交換ポリシー

上記にしたがい、IPY の保護のもと収集されたデータの利益を最大限に生かすため、IPY 合同委員会は、リアルタイムで配布される使用可能なデータを含む IPY データが全面的に、自由に、オープンに、実行可能な最短の期間で入手可能とされるよう要求する。

すべてを自由にオープンにするというこのポリシーの唯一の例外は、次のとおりである。

- ・ 被験者が関係しており、機密性が守らねばならない場合。
- ・ 地域的伝統的な知識に影響する場合、知識保持者の権利が危険にさらされてはならない場合。
- ・ データの発表が損害の原因になったり、データの特定の面が保護される必要があるかもしれない場合（例：絶滅寸前の鳥の巣の場所、聖域の場所、など）。

ICSU(2004b)は「すべての、オープンなアクセス」を、できれば無料での全データへの公平で差別のないアクセスと定義する。しかし、一定の合理的な費用回収は容認する。WMO の決議 40 では、「自由かつ制限のない」という用語を用い、差別なく無料であると定義する。この決議の文脈における「無料」とは、データと成果そのものの費用はかからず、複製と譲渡の費用以外は不要という意味である。

メタデータはデータの検索、アクセス、効果的な利用に欠かせないものである。すべての IPY データは、データを完全に記録し記述するメタデータのフルセットを伴わなければならない。OAIS (CCSDS 2002) の ISO 標準参照モデルにしたがって、完全なメタデータはユーザーによって個別に理解され、適切な受託責任を確保するデータに対してすべて必要な情報として定義される。いかなるデータのアクセス制限とデータ配布の遅延に関わらず、すべての IPY プロジェクトは、適切なカタログまたは登録を目的として、国際的に認められた標準フォーマットで、収集されたデータの基本記述メタデータを迅速に提供しなければならない。

## データの保護

科学データの真の価値が、それらが収集されてから長時間を経て理解されること認め、IPY の永続的な遺産を確かなものにするために、長期の保護と IPY データへの持続的なアクセ

スが不可欠である。すべての IPY データは、最もシンプルで便利なフォームでアーカイブされなければならない。また完全なメタデータの記述を伴わなければならない。IPYDIS (<http://ipydis.org>) は、各プロジェクトが適切に長期間のアーカイブを行いデータセンターの補助をするべきである。しかしデータの保護を確保し長期にわたるアーカイブ作業を行うことは、個々の IPY プロジェクトの責任である。データの保護とアクセスが結果論にならなければならない、データの収集計画が進行中であることを考慮する必要がある。

IPYDIS は、IPY プロジェクトによる創出が明確でない関連 IPY データの保護を確保する、運営センター、データセンター、その他の機関と協力するべきである。

### データの謝辞

データ提供者（そしてデータを収集または準備する学者）の価値ある役割を認めるために、そして科学的方法を維持するための IPY 実験の再現性を促進するため、IPY データのユーザーはデータの執筆者（貢献者）とソースに公式に謝辞をする必要がある。可能であれば、この謝辞は、文献や学術雑誌を引用するときのような公式な引用の形をとるべきである。雑誌では、論文で使用されたデータの公式な引用が必要である。医療や社会科学データを用いるといったような、公式な引用が難しければ、「1992 年の生物の多様性に関する条約、第 8 条(j)」のような既存のモデルをもとにすることで、データ収集と利用に関する倫理方針は生かされる。

### 出版

IPY の重要な遺産(Legacy)は、IPY の計画、結果および成果の記録を公表することである。この遺産を保護し理解する助けとするため、また教育、アウトリーチ、IPY のコミュニケーション目的に対応する助けとなるために、IPY に関係する出版の著者は、北米北極研究所 (AINA)、アメリカ地質研究所(AGI)、スコット極地研究所 (NISC、<http://www.nisc.com/ipy>) によって管理される IPY 出版データベースに書誌情報を提供することが望まれる。学術的な出版についてのその他のガイダンスは、IPY 2007-2008 学術出版ポリシーを参照のこと。

([http://ipy.org/index.php?ipy/detail/ipy\\_scholarly\\_publications\\_policy/](http://ipy.org/index.php?ipy/detail/ipy_scholarly_publications_policy/))。

### 参考資料

南極条約、1959 年。 <http://www.ats.aq/>

CCSDS(宇宙データシステムの諮問委員会)、2002 年。「Reference Model for an Open Archival Information System (OAIS)」。CCSDS 650.0-B-1。青本。問題 1、ワシントン DC : CCSDS 事務局。(ISO 14721:2002 と同等)。

<http://public.ccsds.org/publications/archive/650x0b1.pdf>

生物の多様性に関する条約、1992年。第8条(j)：伝統的な知識、発明、習慣。

<http://biodiv.org/programmes/socioeco/traditional/default.asp>

Intergovernmental Oceanographic Commission Oceanographic Data Exchange Policy.2003年。

<http://www.iode.org/contents.php?id=200>

ICSU (国際科学会議)。2004b。「ICSU Report of the CSPR Assessment Panel on Scientific Data and Information.」

[http://www.icsu.org/1\\_icsuinscience/DATA\\_Paa\\_1.html](http://www.icsu.org/1_icsuinscience/DATA_Paa_1.html)

ICSU 総会の決議 (1996年9月24日から27日)

<http://globalchange.gov/policies/icsu-1996.html>

世界気象機関(WMO)、決議 40(Cg-XIII, 1995年)：「WMO Policy and Practice for the Exchange of Meteorological and Related Data and Products Including」

「Guidelines on Relationships in Commercial Meteorological Activities」

<http://www.nws.noaa.gov/im/wmocovr.htm>

WMO 総会、決議 25(Cg XIII, 1999年)。「Exchange of Hydrological Data and Products」。

<http://www.wmo.ch/web/homs/documents/english/res25eng.html>